

平成 31 年度 運輸安全マネジメント

平成 31 年 04 月 01 日

■ 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 輸送の安全の確保が事業経営の根幹であるという認識のもと、現場の声や状況をいち早く把握し輸送の安全が最も重要であるという意識を全従業員に徹底して監督指導致します。
- (2) 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（PDCA）を確実に実施し、全社員一丸となって安全性の向上に努めて参ります。

■ 平成 31 年度輸送安全に関する目標

- ・重大有責事故 0
- ・交差点内事故 0

■ 輸送の安全に対する教育・研修計画

- ①乗務員をグループ分けし、各グループにおけるリーダーの明確化と育成を図り、情報の確実な伝達や教育指導による全乗務員の能力の向上を図る。（平成 31 年 4 月実施予定）
- ②運転者適性診断の初任診断及び適齢診断の対象者に受診させる。
- ③新人乗務員に対して計画的な教育を強化する。
- ④毎月 1 回の事故検証会及び安全運転のための研修・乗務員会議を実施する。
- ⑤危機管理訓練を実施する。（平成 31 年 7 月及び平成 32 年 2 月に実施の予定）
- ⑥全社員に運輸安全マネジメントの周知徹底を図る。
- ⑦指導乗務員およびトレーナー制度の見直しと育成を実施する。
- ⑧運行管理者の教育を実施する。
- ⑨運行管理者及び指導乗務員による事故防止委員会を実施する。（2 ヶ月に 1 回以上）
- ⑩運行管理者及び整備管理者に対して定期的に外部講習の受講をさせる。

■ 輸送の安全運行のために乗務員に対しての指導事項

- ①事故を起こさないための基本ルールの徹底を図る。
- ②月間目標を定め、乗務員に対し周知徹底を図る。
- ③個別面談や点呼時において、運転日報をもとにエコドライブの推進、各自の安全運転能力の把握、適性診断受診後の乗務員に対するカウンセリングの実施により輸送の安全性の向上に努める。
- ④出庫、入庫、出張先においての点呼時にアルコールチェッカーにより酒気帯運転防止の徹底を図る。

■ 健康に起因する事故の発生の防止

- ①健康診断の定期的受診により、全社員の健康保持に努める。
- ②乗務員のメンタルサポートとして、些細な悩みや不具合でも報告しやすい環境作りに努める。
- ③事業用自動車の乗務員の健康管理に係る意識の向上を図る。

■輸送の安全のための乗務員の能力向上のための運動

- ①春秋交通安全運動に参加し、輸送の安全確保の意識向上を図る。
- ②年末年始安全総点検を実施し、輸送の安全確保に努める。
- ③バス協会が提示しているヒヤリハットデータを活用し、事故防止を図る。
- ④国土交通省発信の重大事故情報を掲示し、全乗務員に注意喚起を促す。

■輸送の安全に関する予算 乗務員安全教育のeラーニング導入 約50万円

■輸送の安全に関する情報の共有化のための措置

- ①社長、営業課長、運行管理者、整備管理者をメンバーとする安全会議を、毎月1回以上開催する。
- ②営業課長および運行管理者に対して安全会議の内容の周知徹底を図る。
- ③柳城観光のバス輸送の安全に関する取り組み状況を公表する。

■内部監査の実施

- ①社長(安全統括管理者)は、監査責任者を選任し、毎年8月に安全マネジメント実施状況点検のための監査を実施する。但し、重大事故、災害等が発生した場合、また同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合、その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全への取り組み状況を監査する。
- ②社長は、内部監査により改善事項が認められた場合は、輸送の安全確保のために必要な方策を直ちに検討し、当面必要となる緊急の是正措置または予防措置を講じる。

以上